

交通安全対策推進事業

自転車安全利用指導業務委託事業

委託事業 公益財団法人 滋賀県交通安全協会

実施目的

「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」第17条に規定される「自転車安全利用指導員」による自転車交通安全教育および広報啓発を実施する。また、自転車販売店における保険加入確認の指導および街頭での啓発を通じて、自転車損害賠償保険等の加入促進を図る。

実施場所

県内全域

対象者

こども、少年、成人、高齢者

開始年度

平成28年

予 算

10486 千円

実施内容

(内容)

平成28年2月26日に施行した「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」第17条に規定される「自転車安全利用指導員」により、体験型自転車交通安全教室、自転車販売店等への保険加入確認の指導、街頭での指導・啓発等を実施する。

(方法)

滋賀県交通安全協会に事業委託。

URL

高齢者

こども

中高生

チャイルドシートベルト

啓発運動

調査研究

市民参加

自転車等

反射材

飲酒運転根絶

その他

交通安全対策推進事業

運転免許自主返納支援事業（WESTERポイント付与）

高齢者

子ども

中高生

チャイルドシートベルト

啓発運動

調査研究

市民参加

自転車等

反射材

飲酒運転根絶

その他

委託事業 西日本旅客鉄道株式会社

実施目的

高齢者に運転免許証の自主返納を促し、公共交通の利用を促すことで、高齢者の交通事故抑止を図る。

実施場所 県内全域

対象者 高齢者（※1）

開始年度 令和6年

予算 5000千円

実施内容

（内容）

運転免許証を自主返納した75歳以上の高齢者に対してWESTERポイント（5000ポイント）を配布する。

（方法）

西日本旅客鉄道株式会社に委託。

（※1）運転免許を自主返納した県内在住の75歳以上の高齢者が対象。

URL

交通安全対策推進事業

運転免許自主返納支援事業（お試し自主返納参加者向け）

高齢者

子ども

中高生

チャイルドシートベルト

啓発運動

調査研究

市民参加

自転車等

反射材

飲酒運転根絶

その他

直轄事業

実施目的

高齢者に運転免許証の自主返納を促し、公共交通の利用を促すことで、高齢者の交通事故抑止を図る。

実施場所

県内全域

対象者

「お試し自主返納」参加者

開始年度

令和6年

予算

140千円

実施内容

（内容）

滋賀県警が実施する「おためし自主返納」参加者に対して、反射材（交通安全啓発グッズ）を配布する。

（方法）

県で購入したグッズを県警察を通して配布。

※お試し自主返納：

運転に不安を感じる高齢ドライバーに、自主的に自動車を運転しない生活を任意の期間（1か月間程度）の中で体験してもらい、公共交通機関の利便性や家族のサポート等に対する「気づき」を促して、自主返納を促進するもの。

対象者：運転免許証を保有している県内在住の高齢者（65歳以上）

募集期間：令和8年5月7日～募集人数上限200人に達するまで

募集人数：先着200人

参加期間：1か月間程度で本人が希望する時期

URL

自転車安全利用啓発デジタル広告事業

委託事業

実施目的

幅広い年齢層の人を対象として自転車安全利用のためのマナーやルールに関する交通安全啓発を行うため、スマートフォン向けの広告を掲出する。

実施場所 県内全域

対象者 全ての県内居住者

開始年度 令和4年

予算 132千円

実施内容

(内容)

○掲出先

スマホアプリ「Yahoo! Japan」、スマホアプリ「Yahoo! ニュース」のタイムライン、およびスマートフォン版WEBサイト「Yahoo! Japan」トップページ

○掲出期間

自転車安全利用日 毎月1日×8月（8月以降） 8日間

○掲出内容

滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例に関する情報、自転車保険の加入義務 等

(方法)

民間広告会社に対する委託。

URL

高齢者

子ども

中高生

チャイルドシートベルト

啓発運動

調査研究

市民参加

自転車等

反射材

飲酒運転根絶

その他

交通安全対策推進事業

交通安全指導員養成事業

高齢者

こども

中高生

チャイルドシートベルト

啓発運動

調査研究

市民参加

自転車等

反射材

飲酒運転根絶

その他

直轄事業

実施目的

高齢ドライバーの交通事故防止を中心とした交通安全教育の指導力向上。

実施場所

守山市民ホール

対象者

交通安全指導員等（※1）

開始年度

令和 3 年

予 算

0 千円

実施内容

（内容）

座学・参加体験実践型の交通安全講座とし、高齢ドライバーの交通事故防止に関する指導力向上に寄与する知識を伝達指導する。

（方法）

県警察と合同で講座を実施し、交通安全指導員や各市町の交通安全主管課担当者の指導力を向上させ、各地域での交通安全教育指導の実践によって交通事故防止を図る。

（※1）高齢者交通安全指導員、各市町の交通安全主管課担当等が対象。

URL